

DV被害、男性も深刻

配偶者間暴力(DV)で、男性が被害者になるケースが相次いでいる。女性の被害者に比べると少なく、身体的暴力より暴言や持ち物の破壊などが中心だが、それだけに表面化しにくいとみられる。孤立しがちな男性のDV被害者にも手を差し伸べようと、相談に応じる被害経験者や、一時保護の体制を整える自治体も現れた。

▲精神的嫌がらせ顕著



関東地方の男性は妻の言動の記録をつけて家裁に提出、離婚が成立した

民間や自治体 支援体制 徐々に

「『ばか野郎! 死ぬよ』と毎日罵倒される」「自分の実家に電話をしただけで『私のことを告げ口したのだろ』と携帯電話を壊された」――関東地方のある自治体で議員を務める男性(53)のもとには、妻からのDV被害を訴える夫らからの相談が寄せられる。男性自身も「顔を合わせるたびに、妻に『オエ』と言われる」「明け方まで大音量でテレビを見て寝かせてくれない」など精神的な嫌がらせがあったとして離婚調停を申し立て、昨年2月に離婚が成立した。27年の結婚生活の間、度々知人に相談したが「男のくせに何言ってるの」「ただのケンカでし

よ」と取り合ってもらえなかった。男性は「夫は殴られるといった身体的暴力を受けるケースは少なく、DVだと訴えにくい」と話す。

男性は昨年11月、「自分と同じ立場の人を救い

たい」と、ブログで自らの経験を語りつつ、相談を受けつける活動を始めた。これまで寄せられた相談は約50件に上る。今月下旬からは自治体などで講演もする。

一方、大分県は昨年4月、DVを受けた男性を一時保護できる体制を整えた。県運営の保護シェルターは女性専用のため、虐待を受けた障害者らも対象とする民間の福祉施設に委託した。

男性は女性に比べ自らの資力で避難先の住まいを確保できるケースが多いため受け入れ実績は現時点でないが、体制整備前には保護を求めた男性もいたという。担当者は「刃物を振り回されるなど命を守るために一刻も早い避難が必要な場合もあり、積極的に保護したい」としている。ただ、男性のDV被害者への支援は緒に就いたばかりだ。

「誰かに相談」2割以下

「自分に非」思い込み

内閣府男女共同参画局の2011年の調査によると、既婚の男女で配偶者間暴力(DV)被害の経験が「何度もあった」と答えたのは女性が10・6%、男性は3・3%。5年以内に経験がある人のうち、友人や公的機関などに相談した男性は19・3%と女性(55%)を大きく下回った。全国の自治体の「配偶者暴

力相談支援センター」に寄せられたDVの相談も、男性は全体の1・2%(11年度)にとどまっている。これらの背景について男性のDV被害に詳しい宮崎晃弁護士は「男性特有の事情」を指摘する。まず、本人が「男のくせに情けない、などと言われることを恐れる。妻に『かい性な考えてしまっ人もいる』とし」と非難されることで、自

分に非があると思ひ込む傾向にある。相談された側も「男だからしつかりなさい、と簡単に片付けがち。公的機関が専門家の相談窓口を増やす必要がある」という。法律上の問題もある。DVが理由の離婚で、女性なら子供の親権を得られる場合が多いが「男性はたとえ被害者でも親権の争いで不利になる」とがあり、子供と暮らすために自分が我慢するしかない」とし

内閣府男女共同参画局が昨秋、都道府県と政令市の計67自治体に調査した結果によると、男性職員を配置するなどして男性専用のDV相談窓口を設けているのは全体の4割強の30。一方、男性の相談を受けつけていないのは17自治体と4分の1に上った。大分県のように男性を一時保護する自治体は「極めて少ない」(同局)のが実情だ。